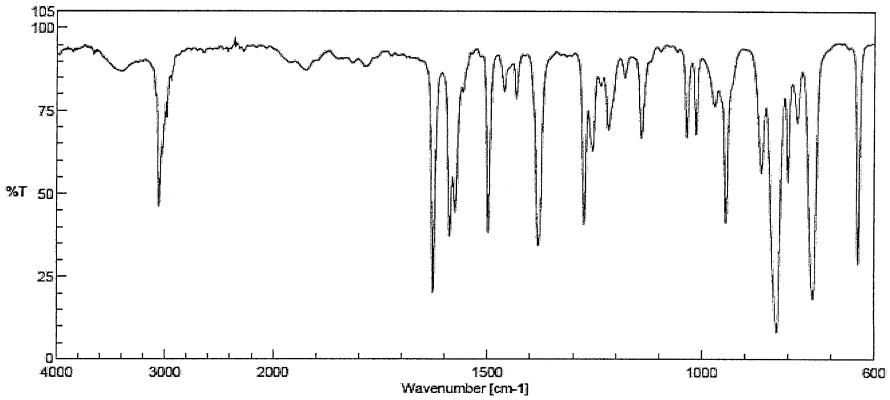
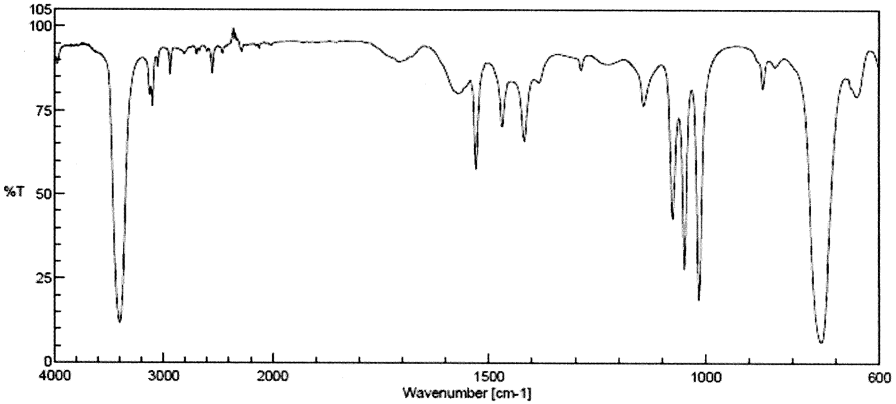
イソキノリン



第２添加物の部Ｃ試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのピロリジンの目の次に次の１目を加える。

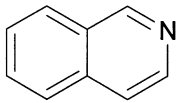
ピロール



第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項イソ吉草酸エチルの目の次に次の１目を加える。

イソキノリン

Isoquinoline



C_9H_7N　　分子量　129.16

Isoquinoline　［119―65―３］

含　　量　本品は，イソキノリン（C_9H_7N）97.0%以上を含む。

性　　状　本品は，無～淡黄色の液体又は白色～淡黄色の固体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。なお，固体の場合は40℃の水浴中で加温して融解し，試料とする。

純度試験　(1)　屈折率　n_D^{30}＝1.618～1.624

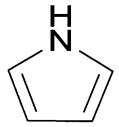
(2)　比重　d_{30}^{30}＝1.093～1.099

定 量 法　本品0.1ｇを量り，エタノール１mlを加えて溶かし，香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし，カラム温度は，150℃から毎分５℃で昇温し，230℃に到達後，24分間保持する。

第２添加物の部Ｄ成分規格・保存基準各条の項ピロリン酸四ナトリウムの目の次に次の１目を加える。

ピロール

Pyrrole



C_4H_5N　　分子量　67.09

Pyrrole　［109―97―７］

含　　量　本品は，ピロール（C_4H_5N）98.0%以上を含む。

性　　状　本品は，無～黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　(1)　屈折率　n_D^{20}＝1.507～1.511

(2)　比重　d_{25}^{25}＝0.955～0.975

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項イソ吉草酸エチルの目の次に次の１目を加える。

イソキノリン

イソキノリンは，着香の目的以外に使用してはならない。

第２添加物の部Ｆ使用基準の項ピロリン酸二水素カルシウムの目の次に次の１目を加える。

ピロール

ピロールは，着香の目的以外に使用してはならない。

○厚生労働省告示第四百七十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第１項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十七日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

通し番号	名称	整理番号
20423	アクリルアミド・アクリル酸＝２―エチルヘキシル・４―ビニルベンゼンスルホン酸ナトリウム・メタクリル酸シクロヘキシル・２―メチリデンブタン二酸・２―メチルプロパ―２―エン―１―スルホン酸ナトリウム共重合物の部分ナトリウム塩	９―2608
20424	アクリル酸・アクリル酸＝２―エチルヘキシル・アクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・スチレン・α―（４―ノニル―２―プロパ―１―エン―１―イルフェニル）―ω―スルホオキシポリ（オキシエチレン）＝アンモニウム塩・ブタ―１，３―ジエン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・２―メチリデンブタン二酸共重合物のカリウム及びナトリウム部分混合塩	９―2609